

第94回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

大阪市西区西本町1丁目13番25号
当社本社9階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
7名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

INDEX

■ 第94回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	39
■ 計算書類	41
■ 監査報告書	43

株主懇談会の中止、お弁当・お土産の取りやめについて

「株主懇談会」は、本年も中止とさせていただきます。また、お弁当・お土産のご提供も取りやめとさせていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年6月に現会長の渡邊から人基軸経営のバトンを継承し、初めての株主総会を迎えることとなります。これも、社長就任に当たり、お客様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様にご支援いただいたお蔭と、深く感謝いたしております。

さて、2023年3月期の事業年度については、コロナ禍による社会活動の制約が緩和されて経済活動が漸く正常化の方向に向かう一方で、原材料価格の高騰や物価上昇などが景気押し下げ要因となり、サプライチェーンの混乱も依然として解消されない中で推移いたしました。

このような状況下、当社企業グループは、一部製品で物不足が継続するなかで、お客様のご協力や仕入先様のご支援により、売上高が初めて2,000億円を突破し、好調な決算となりました。

今後は、「創業100周年、その先へ」をスローガンに掲げ、スピード感をもってポジティブ思考で事業の課題、経営の課題に果敢に取り組んでまいります。

引続き厳しい経営環境下ではありますが、グループ社員一同奮闘してまいりますので、株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長 **布山 尚伸**

To Our Shareholders

大阪市西区西本町1丁目13番25号

株式会社 **立花エレクトック**

代表取締役社長 布山尚伸

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、次頁に記載のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使は、インターネットまたは書面により行うことができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月28日（水曜日）午前10時	
2. 場 所	大阪市西区西本町1丁目13番25号 当社本社9階ホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）	
3. 目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第94期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第94期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権行使について	4頁の【議決権の行使に関するご案内】をご参照ください。	

以 上

【当社ウェブサイト】

<https://www.tachibana.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスのうえ、「投資家情報」、「株式について」、「株主総会情報」の「第94回定時株主総会」よりご確認ください。)



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「立花エレクトック」または「コード」に「8159」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。)



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tachibana.co.jp/>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権の行使に関するご案内

当日ご欠席の場合



①インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分まで

⇒ インターネットによる行使方法のご案内は次頁をご参照ください。



②郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時30分必着

■ ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱います。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちください。

開催日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

■ 当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

本招集ご通知に関する事項

1.書面交付請求による交付書面に関する事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 | ② 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」 |
| ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 | ④ 連結計算書類の「連結注記表」 |
| ⑤ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 | ⑥ 計算書類の「個別注記表」 |

2.電子提供措置事項を修正する場合

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場情報サービス）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://www.tachibana.co.jp/>）

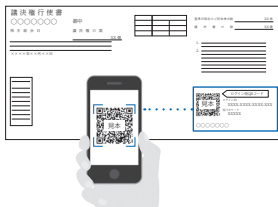
インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイト及びパスワード等について

QRコードを読み取る方法

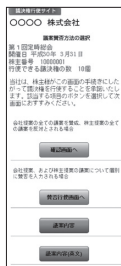
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

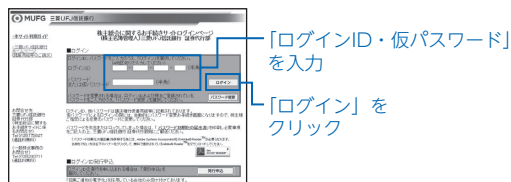
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



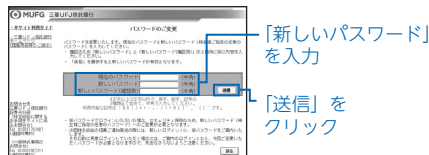
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. インターネットによる重複行使について

- (1) インターネット及び議決権行使書により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (2) インターネットによって議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

電話	0120-173-027 (通話料無料)
受付時間	午前9時から午後9時まで

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

近年、当社を取り巻く経営課題はますます複雑化していることから、取締役会の柔軟な運営と取締役会の実効性をさらに高めることを目的に、現行定款第23条に定める取締役会の議長に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します)

現定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する</p> <p>2 議長は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれにあたる</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名		当社における地位、担当	取締役会の出席状況
1	わた なべ たけ お 渡邊 武雄	重任	代表取締役会長 会長執行役員 ガバナンス担当	12回／12回 (100%)
2	ぬの やま ひさ のぶ 布山 尚伸	重任	代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当	12回／12回 (100%)
3	たか み さだ ゆき 高見 貞行	重任	取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当	12回／12回 (100%)
4	まつ うら よし のり 松浦 良典	新任	執行役員 管理部門担当	—
5	さ とう たか やす 佐藤 太泰	重任 社外	社外取締役	8回／8回 (100%)
6	つじ かわ まさ と 辻川 正人	重任 社外 独立	社外取締役	12回／12回 (100%)
7	つじ たか お 辻 孝夫	重任 社外 独立	社外取締役	8回／8回 (100%)

取締役候補者

候補者番号

1

わた なべ たけ お
渡 邊 武 雄

(1945年6月29日生)

重任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1968年3月 当社入社
- 1996年6月 当社取締役 海外本部長
- 1998年6月 当社取締役 海外事業本部長
- 2000年6月 当社代表取締役社長
- 2003年6月 当社代表取締役社長 代表執行役員
- 2006年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
- 2022年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当
- 2022年6月 当社代表取締役会長 会長執行役員 ガバナンス担当（現任）

■ 所有する当社の株式の数 192,199株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）



取締役候補者とした理由等

渡邊武雄氏は、代表取締役会長として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。海外事業担当時代に培われた、グローバルな事業経営に基づく豊富な経営経験を活かし、社長就任後は、東証一部（現、東証プライム）への上場を果たすと共に、連結経営の推進に大きな成果を上げております。また、「人基軸経営」を理念とし、営業力強化・体質改善プロジェクト「C.A.P UP1500」の推進によってマネージャー層の能力を飛躍的に向上させることにより、業績拡大を牽引してまいりました。

加えて、創業100周年を迎えた2021年度には新中長期経営計画「NEW C.C.J2200」を起動させて当社グループの次の100年に向けた成長戦略を推進するなど、当社が持続的な企業価値の向上を図るために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1984年4月 当社入社
- 1995年4月 TACHIBANA SALES (HONG KONG) LTD. Managing Director
- 2002年11月 TACHIBANA SALES (HONG KONG) LTD. Managing Director
- TACHIBANA SALES (SHANGHAI) LTD. Managing Director
- 2007年4月 TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. Managing Director
- TACHIBANA SALES (HONG KONG) LTD. Managing Director
- TACHIBANA SALES (SHANGHAI) LTD. Managing Director
- 2010年6月 当社執行役員
TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. Managing Director
- 2014年4月 当社常務執行役員 海外事業・半導体デバイス海外担当
TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. Managing Director
- 2016年4月 当社常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当
- 2020年4月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長兼東京管理部長、
東京支社拠点担当、海外事業担当
- 2022年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当(現任)



■ 所有する当社の株式の数 52,898株

■ 取締役会への出席状況 100% (12回中全てに出席)

取締役候補者とした理由等

布山尚伸氏は、昨年6月より代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。東南アジアでの海外経験を経て、中国市場の開拓に向けて香港に移り、海外子会社を統括する持株会社 TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. を設立。そのManaging Directorとして海外子会社8社、14拠点を統括し、豊富な国際経験を存分に発揮して業容の拡大に尽力すると共に、近年では東京支社長として支社の業績を大きく伸長させるなど、当社において国内外の当社グループの経営戦略を担うための豊富な実績と経験を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に尽力してまいりました。従って、当社グループの次の100年に向けた成長戦略を推進できる人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年 4月 当社入社
- 1996年 4月 TACHIBANA SALES (SINGAPORE) PTE., LTD.
Managing Director
- 2000年 4月 当社半導体デバイス本部半導体一部長
- 2006年 6月 当社半導体第三本部長
- 2009年 4月 当社ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2010年 6月 当社執行役員 ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2012年 4月 当社執行役員 国内半導体デバイス担当
- 2014年 4月 当社常務執行役員 半導体デバイス国内担当
- 2016年 4月 当社常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2017年 4月 当社取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当（現任）



■ 所有する当社の株式の数 61,450株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

高見貞行氏は、取締役専務執行役員として、半導体デバイス事業を統括しております。入社以来、半導体及び電子デバイスの事業に従事し、シンガポール現地法人のManaging Directorを歴任するなど国内外で豊富な経験を有しております。

同氏は、事業環境の変化が激しい半導体業界において、同事業の知見を持って日系半導体デバイスのみならず外資系半導体ビジネスを伸長させ、直近においては八洲電子ソリューションズ株式会社の当社子会社化を実現させました。国内外一体となったグローバルな半導体事業を牽引して業績を飛躍的に向上させており、取締役としての資質を十分に備えている適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

まつ うら よし のり

松 浦 良 典

(1962年4月21日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1985年4月 当社入社
- 2003年4月 当社経営企画本部経営企画部長
- 2010年4月 当社経営企画本部長兼経営企画部長
- 2015年4月 当社管理本部長
- 2016年4月 当社執行役員 管理本部長
- 2019年4月 当社執行役員 経営戦略室長
- 2020年4月 当社執行役員 管理部門担当兼経営戦略室長
- 2023年4月 当社執行役員 管理部門担当（現任）



■ 所有する当社の株式の数 14,479株

■ 取締役会への出席状況 ー

取締役候補者とした理由等

松浦良典氏は、執行役員として、管理部門の業務全般を統括しております。入社以来、主にスタッフ部門に従事し、管理本部長や経営戦略室長を歴任するなど管理分野の領域において豊富な経験を有しております。

同氏は、近年では中長期経営計画の策定や、コーポレートガバナンス・コードの対応など経営の重要課題への取り組みを通して当社の経営管理の推進やガバナンス体制の向上に貢献しており、取締役としての資質を十分に備えている適切な人材と判断し、このたび取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年 4月 三菱電機株式会社入社

2018年 4月 同社関西支社事業推進部次長

2019年 6月 同社関西支社事業推進部長

2022年 4月 同社関西支社副支社長兼事業推進部長兼スマートシティ推進室長（現任）

2022年 6月 当社取締役（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任年数 1年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（8回中全てに出席）



社外取締役候補者とした理由等

佐藤太泰氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、三菱電機株式会社に入社以来、戦略事業開発室や事業推進部を歴任され、現在は同社の関西支社副支社長としてご活躍されております。当社と異なる社外の視点から意見を述べることで当社の経営の合理性・透明性を高め、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、三菱電機株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに定める当社の特定関係事業者（主要な取引先）であり、同氏は同社の業務執行者であります。

候補者番号

6

つじ かわ まさ と
辻 川 正 人

(1958年1月31日生)

重任 社外 独立

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1985年11月 司法試験合格
- 1988年4月 大阪弁護士会登録
- 1988年4月 関西法律特許事務所入所
- 1994年1月 関西法律特許事務所 パートナー
- 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士（現任）
- 2007年6月 当社取締役（現任）
- 2019年6月 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外監査役
- 2021年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）



■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任年数 16年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

■ 社外取締役候補者とした理由等

辻川正人氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士としての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの幅広い助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、その取引額は連結売上高の0.01%未満であり、一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1973年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）東京本社入社
- 1999年6月 日商エレクトロニクス株式会社 取締役
- 2001年6月 同社常務取締役
- 2002年6月 同社代表取締役社長
- 2009年6月 同社取締役会長
- 2010年7月 双日株式会社 機械部門顧問
- 2013年6月 株式会社JVCケンウッド 社外取締役
- 2014年5月 同社代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者、最高リスク責任者、最高革新責任者
- 2016年6月 同社代表取締役社長 執行役員 最高経営責任者
- 2018年4月 同社代表取締役会長 執行役員 最高経営責任者
- 2019年4月 同社代表取締役会長
- 2019年6月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役
- 2021年11月 当社特別顧問
- 2022年6月 当社取締役（現任）
- 2022年6月 フィード・ワン株式会社 社外取締役（現任）
- 2022年6月 株式会社シンニッタン 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2022年12月 富士ソフト株式会社 社外取締役（現任）

■ 所有する当社の株式の数 2,400株

■ 在任年数 1年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（8回中全てに出席）

社外取締役候補者とした理由等

辻孝夫氏は、上場企業の代表者として会社経営に関する豊富な経験・知識を持たれており、また、技術者としての専門的な知見と国際経験も有しており、客観的、専門的な視点から当社の経営へ有用な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしているため、一般株主と利益相反関係の生じる恐れがないため、「独立役員」として同取引所に届け出ております。



-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤太泰氏、辻川正人氏及び辻孝夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、佐藤太泰氏、辻川正人氏及び辻孝夫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について
当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、役員等賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。当社は、取締役全員を被保険者とする総支払限度額500百万円の会社役員等賠償責任保険契約を東京海上日動火災保険株式会社と締結しております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。
5. 「所有する当社の株式の数」には、持株会の持分が含まれております。
6. 当社は、辻川正人氏及び辻孝夫氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ております。

■取締役（監査等委員である取締役を含む）のスキル・マトリックス

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルは以下のとおりとなります。

氏名	経営	営業・マーケティング	技術	グローバル	ガバナンス	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事・人材開発
取締役	渡邊武雄	●	●	●	●	●	●	●
	布山尚伸	●	●	●	●	●	●	●
	高見貞行	●	●	●	●	●	●	●
	松浦良典					●	●	●
	佐藤太泰		●			●	●	
	辻川正人	●				●	●	
	辻 孝夫	●	●	●	●	●	●	●
取締役 (監査等委員)	松橋 澄				●	●	●	
	大谷康弘	●				●		
	塩路広海	●				●	●	

(注) 各取締役のスキル評価は、経験上保有しているスキル及び現在の役割に照らして発揮を期待しているスキルに●を入れております。

第 3 号 議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者

き だ み の る
木 田 稔 (1970年7月30日生)

■ 略歴（重要な兼職の状況）

- 1993年10月 太田昭和監査法人（現、E Y 新日本有限責任監査法人）入所
- 2004年 1 月 公認会計士・税理士 木田事務所 所長（現任）
- 2006年12月 監査法人グラヴィタス 代表社員（現任）
- 2019年 3 月 オプテックスグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0 株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

木田稔氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士と税理士の資格を持ち、会社財務・法務に精通しておられることから、その豊富な専門的知識・経験を活かした助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外の監査等委員に就任された場合は、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 木田稔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木田稔氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 木田稔氏との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、木田稔氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、社外取締役として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について
当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、役員等賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。当社は、取締役全員を被保険者とする総支払限度額500百万円の会社役員等賠償責任保険契約を東京海上日動火災保険株式会社と締結しております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認および社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。
木田稔氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、就任後被保険者になります。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

	第 93 期 (2022年 3 月期)	第 94 期 (2023年 3 月期)	前年度比
	百万円	百万円	%
売上高	193,431	227,266	117.5
営業利益	6,710	10,316	153.8
経常利益	7,412	11,001	148.4
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,144	7,841	152.4

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【経済環境】

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和や各種政策の効果により経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られるようになったものの、ウクライナ情勢の長期化や物価高騰、急速な為替相場の変動等、依然として先行きが不透明な状況が続きました。

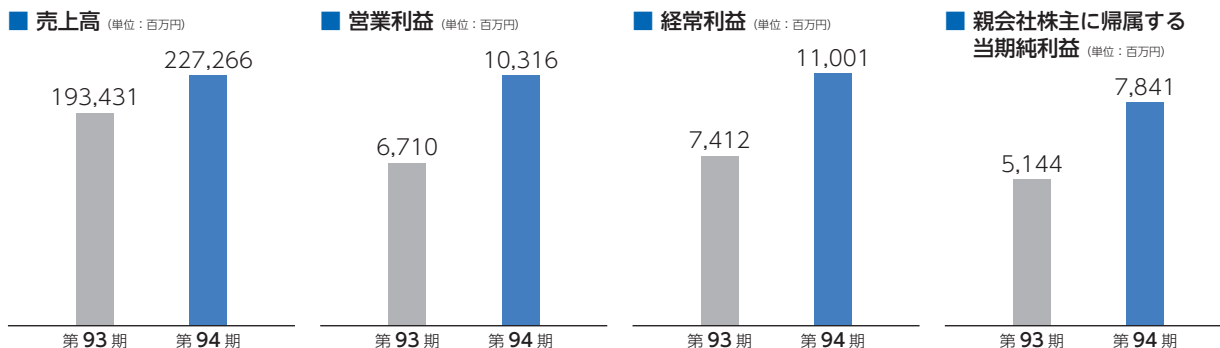
【当社グループの取り組みとその成果】

このような状況下において、当社企業グループは、一部製品で物不足が継続するなか、お客様への供給責任を果たすべく、在庫確保・拡充に取り組むとともに、お客様の需要動向を的確に捉えた販売活動に注力した結果、大幅な増収を達成することができました。特に、半導体デバイス事業の伸長が全体業績に大きく貢献しました。加えて、前期に引き続き国内・海外ともに子会社が大きく伸長したことも業績に寄与しました。

中長期経営計画「NEW C.C.J2200」の2年目となる当期は、来るべき未来社会に選ばれる技術商社として、ロボットビジネスを含むソリューション提案の専門営業部署が本格稼働し、技術部門と連携して営業と技術が一体で拡販活動を推進することによって、ロボットやM2M技術を活用した工場の自動化、省人化ニーズへの対応や3Dプリンターによる新しいものづくり技術の普及に努めてまいりました。また、当社企業グループの技術力を発信・披露する場として、展示会への出展に加え、自社サイトでのオンライン展示会や独自のウェビナーの開催を増加させるなど製造現場の課題解決に向けたソリュ

ーション提案によるビジネス拡大に向けて取り組んでまいりました。加えて、利益生産性の向上を図るべくOA化による業務の合理化・効率化についても推し進めてまいりました。

これらの活動の成果として、当連結会計年度の業績は、売上高は初めて2,000億円を突破して2,272億66百万円（前年度比17.5%増）、営業利益103億16百万円（前年度比53.8%増）、経常利益110億1百万円（前年度比48.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は78億41百万円（前年度比52.4%増）で、すべての利益項目は、連結会計年度として過去最高を更新いたしました。



セグメント別売上高の概況は次のとおりであります。(注) 下記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

FAシステム事業

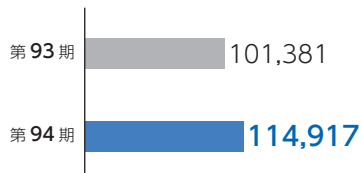
売上高

1,149億17百万円

構成比率

50.6%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 13.4% 増

各事業分野全般において、取扱商品の納期遅延が継続する中、グループ一丸となって商社機能を発揮し顧客需要に対応すべく努めました。FA機器分野では、半導体製造装置関連や物流関連の設備投資が好調で、プログラマブルコントローラー、インバーター及びA/Cサーボが好調に推移するとともに、低圧配電制御機器は一部機種はの納期改善もあり大幅に増加いたしました。また、産業機械分野では、補助金効果によりレーザー加工機とマシニングセンターが大幅に伸長し、産業デバイスコンポーネント分野においてもタッチパネルモニターが伸長するとともに、子会社で接続機器が大幅に増加しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比13.4%の増加となりました。

半導体デバイス事業

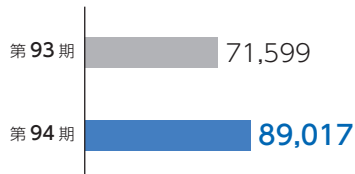
売上高

890億17百万円

構成比率

39.2%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 24.3% 増

半導体デバイス事業では、半導体・デバイス製品の需要は年間を通して高水準に推移し、一部製品の確保に奔走する状況が続きました。その中でマイコン、ロジックIC及びパワー半導体が大幅に伸長しました。また、海外においても日系企業向けを中心に伸長しました。電子デバイス分野では、メモリー並びにコネクタなどの接続部品が大きく伸長し、液晶パネルは底堅い需要が継続しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比24.3%の増加で、過去最高となりました。

施設事業

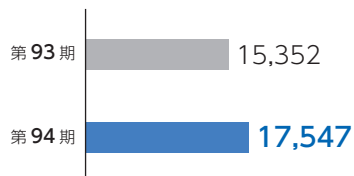
売上高

175億47百万円

構成比率

7.7%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 14.3% 増

施設事業では、空調機器関連の店舗用パッケージエアコンが卸商向けに好調に推移するとともに、低温機器が製品供給の回復から大幅な増加となりました。加えてリニューアル需要を受けて物流関連向けなどに昇降機やLED照明が好調に推移するとともに、エコキュートや電気温水器等の住設機器も大幅に伸長しました。また、データセンター向け大型電源始め熱源設備等により大きく伸長しました。

その結果、当事業全体の売上高は、前年度比14.3%の増加となりました。

その他

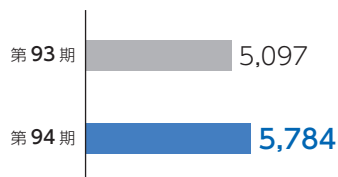
売上高

57億84百万円

構成比率

2.5%

■ 売上高 (単位：百万円)



前年度比 13.5% 増

MMS分野では、立体駐車場向け部材が増加しましたが、金属部材の価格高騰と年度前半の円安の影響もあり利益確保は厳しい状況でありました。EMS分野では、部材不足の影響を受ける中、家電向け液晶基板ビジネスが大幅に増加しました。

その結果、その他事業の売上高は、前年度比13.5%の増加となりました。

上記セグメントの内、海外関連売上高については以下のとおりであります。

海外関連売上高

412億69百万円

(前年度比 23.8%増)

海外関連売上高は、中国のロックダウンと米中貿易摩擦の長期化による影響はあるものの、海外の日系顧客向けを中心に好調な需要に支えられ、売上高が大幅に伸長し過去最高となりました。結果、海外関連売上高比率は前年から1ポイント上昇し、18.2%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金として特記すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症対策や行動制限が緩和され、経済活動の回復が見込まれておりますが、一方で、ウクライナ情勢の長期化、エネルギーや資源価格の高騰、サプライチェーンの混乱等が継続しており、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

そのような状況下で当社企業グループは、お客様への供給責任を果たすべく、在庫確保・拡充と、お客様の現場におけるお困り事を解決するためのソリューションを提供できるアプリケーションエンジニアリング・サービスを磨くとともに、変化に対応出来る強い経営体質を目指して、中長期経営計画「NEW C.C.J2200」(~2026年3月)で掲げた「200年企業になるための基盤づくり」に取り組んでおります。

【中長期経営計画「NEW C.C.J2200」の推進】 ~安定成長で200年続く企業を目指す~

1. 新型コロナウイルス禍を機に大きく変化する経営環境の下、お客様のニーズもモノからコトへ変化し、単品販売ビジネス(=モノ)だけではなく、ハード(=モノ)にシステム技術(=コト)を組み合わせた提案が今まで以上に求められています。そうした環境変化に対応できる組織にするために、OA化と人事制度改革などの体制整備を両輪で進めて、現状に甘んずることなく、次の100年に向けて変革を進めてまいります。
2. 長期的なビジョンとして、「安定成長で200年続く企業」を目指します。
そこに向けて、この「NEW C.C.J2200」の5年間で「200年企業になるための基盤づくり」を行ってまいります。

【主要な取り組み方針】

①新しい時代に適合した営業戦略の実現

(各事業の重点取組)

- | | |
|-----------|--|
| FAシステム事業 | : システム、ロボット、3Dプリンターによる顧客開拓・深掘り及び新領域ビジネスへの展開 |
| 半導体デバイス事業 | : 海外との協業を含め、保有技術のブラッシュアップによる重点機種の拡販及び重点顧客の開拓・深掘り |

- 施設事業 : 「地域のサービスレベルの均一化」による拠点の陣容・取扱品目の拡大
MS事業 : 品質管理手法を着実に実行できる製造委託先の開拓と新規顧客開拓
海外事業 : ローカル商社との協業及び技術部隊を中心とした新規ローカル顧客開拓

②体質改善のための基盤強化

- ・業務プロセスの見直しや自動化による社内実務のOA化の推進
- ・新しい時代を見据えた新人事制度の導入による環境変化への対応力強化
- ・社員及び社員の家族の安寧と成長、和合の気風の醸成を目的として「なごみ会」を設立。社員の自己研鑽の援助や社員親睦活動のための活動を推進。

③2,000億円企業になる

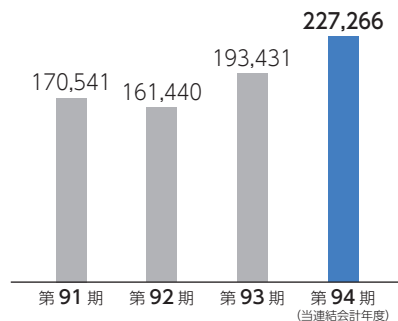
- ・常に2,000億円以上の売上を維持できる顧客基盤作り

【サステナビリティへの取り組み】

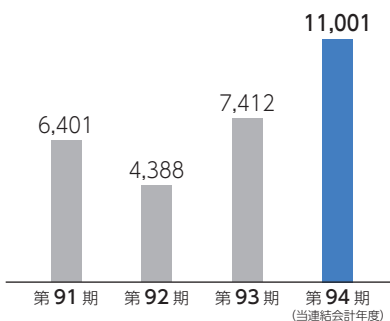
- ・当社の環境・社会・ガバナンスへの取り組み強化を目的に設置した「サステナビリティ委員会」の推進。
- ・サステナビリティに関する基本方針の策定、重要課題（マテリアリティ）の特定、目標設定、進捗管理を計画立てて推進。

(5) 財産及び損益の状況の推移

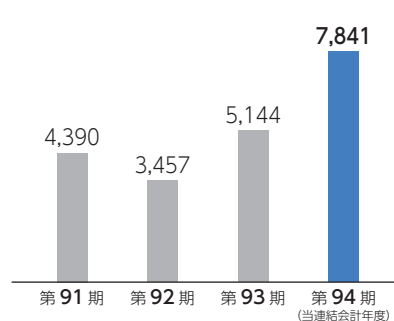
■ 売上高 (単位:百万円)



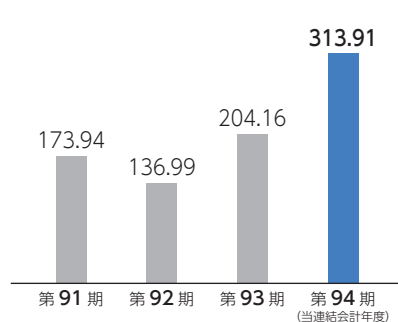
■ 経常利益 (単位:百万円)



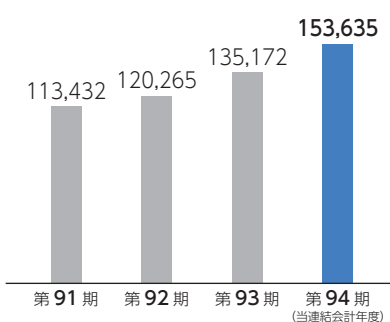
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



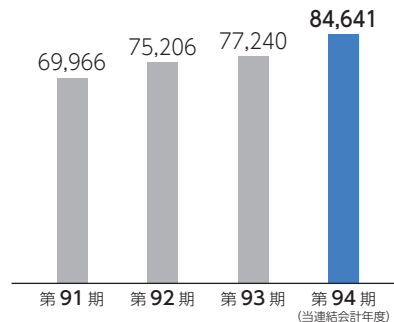
■ 1株当たり当期純利益 (単位:円)



■ 総資産 (単位:百万円)



■ 純資産 (単位:百万円)



区分	第91期 2020年3月期	第92期 2021年3月期	第93期 2022年3月期	第94期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高 (百万円)	170,541	161,440	193,431	227,266
経常利益 (百万円)	6,401	4,388	7,412	11,001
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,390	3,457	5,144	7,841
1株当たり当期純利益 (円)	173.94	136.99	204.16	313.91
総資産 (百万円)	113,432	120,265	135,172	153,635
純資産 (百万円)	69,966	75,206	77,240	84,641

(注) 1. 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社、関係会社の状況

	会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
国内子会社	研電工業株式会社	30 百万円	100.0 %	電機機械器具の販売及び修理
	株式会社立花宏和システムサービス	100 百万円	100.0	空調、衛生、給排水の管工事・メンテナンスサービス
	株式会社大電社	480 百万円	100.0	F A 機器品、電子デバイス品、情報通信機器の販売
	株式会社立花デバイスコンポーネント	350 百万円	100.0	半導体、電子デバイス品の開発、設計、製造、販売、保守
	株式会社高木商会	310 百万円	100.0	F A 機器品、電子デバイス品、情報通信機器の販売
	株式会社立花電子ソリューションズ	350 百万円	100.0	半導体、電子デバイス品の開発、設計、製造、販売、保守
海外子会社	立花オーバーシーズホールディングス社	36,882 千香港ドル	100.0	海外子会社の統括管理業務
	タチバナセールス（シンガポール）社 ※1	200 千シンガポールドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A 機器品の販売
	タチバナセールス（香港）社 ※1	1,001 千香港ドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品の販売、技術・品質支援、EMS ビジネス
	台湾立花股份有限公司 ※1	5,000 千台湾ドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A 機器品の販売
	立花機電貿易（上海）有限公司 ※2	1,500 千米ドル	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A 機器品、産メカ製品の販売、技術・品質支援、EMS ビジネス
	タチバナセールス（バンコク）社 ※1	105,000 千バーツ	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A 機器品、産メカ製品の販売、技術支援
	タチバナセールス（マレーシア）社 ※3	1,000 千マレーシアリングギット	(100.0)	半導体、電子デバイス品、F A 機器品の販売、技術支援

- (注) 1. 立花オーバーシーズホールディングス社を除き、国内子会社、海外子会社の区別別にそれぞれ子会社化した順で記載しております。
2. 出資比率欄の（ ）内の数字は、間接保有割合であります。
3. ※1は立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資会社であります。
4. ※2はタチバナセールス（香港）社の100%出資会社であります。
5. ※3はタチバナセールス（シンガポール）社の100%出資会社であります。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、F A 機器・産業機械・産業デバイス、半導体・電子デバイス並びに設備機器の販売を主に、これらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。

主要な取り扱い品目は次のとおりであります。

区 分	主要取扱品目
■ FAシステム事業	プログラマブルコントローラー、インバーター、ACサーボ、各種モーター、配電制御機器、産業用ロボット、放電加工機、レーザー加工機、コネクタ、エンベデッド機器、産業用パソコン、タッチパネルモニター
■ 半導体デバイス事業	半導体（マイコン、ASIC、パワーモジュール、メモリー、アナログIC、ロジックIC）、電子デバイス（メモリーカード、密着イメージセンサー、液晶）
■ 施設事業	パッケージエアコン他空調機器、LED照明、太陽光発電システム、オール電化機器、ルームエアコン、昇降機、受変電設備機器、監視制御装置
■ その他	立体駐車場・流通向けラック用金属部材の加工・製造受託、電子機器設計・製造受託

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪市西区西本町1丁目13番25号		
支 社	東京 (東京都)	名古屋 (愛知県)	
支 店	東関東 (茨城県)	北関東 (埼玉県)	神奈川 (神奈川県)
	三河 (愛知県)	東海 (愛知県)	北陸 (石川県)
	三重 (三重県)	滋賀 (滋賀県)	南大阪 (大阪府)
	神戸 (兵庫県)	姫路 (兵庫県)	広島 (広島県)
	四国 (香川県)	九州 (福岡県)	
営 業 所	東北 (宮城県)	岡山 (岡山県)	

② 重要な子会社、関係会社

国 内 子 会 社	研電工業株式会社		本社 (大阪市西淀川区)
	株式会社立花宏和システムサービス		本社 (兵庫県尼崎市)
	株式会社大電社		本社 (大阪市浪速区)
	株式会社立花デバイスコンポーネント		本社 (東京都港区)
	株式会社高木商会		本社 (東京都大田区)
	株式会社立花電子ソリューションズ		本社 (東京都港区)
	立花オーバーシーズホールディングス社		中華人民共和国 (香港)
	タチバナセールス (シンガポール) 社	※1	シンガポール
	タチバナセールス (香港) 社	※1	中華人民共和国 (香港)
	台湾立花股份有限公司	※1	台湾 (台北市)
海 外 子 会 社	立花機電貿易 (上海) 有限公司	※2	中華人民共和国 (上海市)
	タチバナセールス (バンコク) 社	※1	タイ王国 (バンコク)
	タチバナセールス (マレーシア) 社	※3	マレーシア (セランゴール州)

- (注) 1. 立花オーバーシーズホールディングス社を除き、国内子会社、海外子会社の区分別にそれぞれ子会社化した順で記載しております。
2. ※1は立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資会社であります。
3. ※2はタチバナセールス (香港) 社の100%出資会社であります。
4. ※3はタチバナセールス (シンガポール) 社の100%出資会社であります。

③ 国内子会社及び海外ネットワークの状況



国内営業拠点：当社 19拠点 子会社 6社 29拠点

海外営業拠点：子会社 9社 14拠点

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前年度比増減
F Aシステム事業	794名	10名減
半導体デバイス事業	337名	1名増
施設事業	134名	1名増
その他	35名	2名増
全社 (共通)	81名	2名減
合 計	1,381名	8名減

(注) 1. 従業員数は、当社企業グループから当社企業グループ外への出向者を除き、当社企業グループ外から当社企業グループへの出向者を含んでおります。

2. 全社 (共通) は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
825名	24名減	43.6才	17.8年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,300百万円
株式会社りそな銀行	1,000百万円
株式会社伊予銀行	800百万円
株式会社みずほ銀行	700百万円
株式会社三井住友銀行	450百万円

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,025,242株
- (3) 株主数 20,017名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱電機株式会社	1,921	7.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,795	7.19
株式会社サンセイテクノス	1,610	6.45
立花エレテック従業員持株会	1,228	4.92
株式会社三菱UFJ銀行	1,082	4.33
株式会社きんでん	754	3.02
株式会社ノーリツ	742	2.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	495	1.99
日本生命保険相互会社	471	1.89
株式会社たけびし	459	1.84

(注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式46,921株を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	渡 邊 武 雄	会長執行役員 ガバナンス担当
代表取締役社長	布 山 尚 伸	社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当
取締役	高 見 貞 行	専務執行役員 半導体デバイス事業担当
取締役	佐 藤 太 泰	三菱電機株式会社 関西支社副支社長兼事業推進部長兼スマートシティ推進室長
取締役	辻 川 正 人	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役	辻 孝 夫	フィード・ワン株式会社 社外取締役 株式会社シンニッタン 社外取締役（監査等委員） 富士ソフト株式会社 社外取締役
取締役 （常勤監査等委員）	松 橋 澄	
取締役 （監査等委員）	大 谷 康 弘	株式会社関西ベンチャーインキュベート 代表取締役 KVI税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員
取締役 （監査等委員）	塩 路 広 海	弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役

- (注) 1. 取締役佐藤太泰氏、辻川正人氏及び辻孝夫氏並びに取締役（監査等委員）大谷康弘氏及び塩路広海氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）大谷康弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松橋澄氏を常勤監査等委員として選定しております。
4. 2022年6月29日付で監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査役松橋澄氏、大谷康弘氏及び塩路広海氏は任期満了により退任し、同日付で監査等委員である取締役に就任しております。
5. 当事業年度中の、役員の本社における地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
渡 邊 武 雄	代表取締役会長 会長執行役員 ガバナンス担当	代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当	2022年6月29日
布 山 尚 伸	代表取締役社長 社長執行役員 MS事業担当、海外事業担当	取締役 常務執行役員 東京支社長 兼 東京管理部長、 東京支社拠点担当、海外事業担当	2022年6月29日

6. 当事業年度中に退任した役員は、次のとおりであります。

氏名	退任年月日	退任理由	退任時の当社における地位、担当及び重要な兼職
山 口 均	2022年6月29日	任期満了	取締役 専務執行役員 FAシステム事業本部長、本社拠点担当
生 田 誠	2022年6月29日	任期満了	取締役 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社副支社長 兼関西支社営業統括部長

7. 取締役辻川正人氏及び辻孝夫氏並びに取締役（監査等委員）大谷康弘氏及び塩路広海氏を、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届出をしております。

（2）取締役の報酬等

① 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2019年8月7日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、その内容が2021年3月1日施行の会社法に則ったものであることを2021年4月12日開催の取締役会で確認しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬額の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については取締役会で、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等は、継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値向上に資することを目的としております。現在、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）は全員執行役員を兼務しており、これらの取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、執行役員分の報酬を含みます。その報酬等は、以下を骨子として設計しております。

- ・当社は執行役員制を採用していることから、執行役員報酬を基礎とし取締役報酬を加算する。
- ・固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬で構成する。
- ・企業価値向上には業績向上の影響が大きいことから、業績を司る執行役員分の報酬は、経営・ガバナンスを司る取締役分の報酬を上回るものとする。
- ・執行役員は単体業績に責任を持ち、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）は連結業績・ガバナンスに責任を持つことを基本として、その成績を反映する。

1. 基本報酬に関する方針

(1) 月額報酬

- ・執行役員の報酬（月額）の内、基本報酬部分は役位と担当職務に応じて決定しております。
- ・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬（月額）は基本報酬部分と前年事業年度の連結経常利益に基づく業績連動報酬部分とに区別して決定しております。

2. 業績連動報酬等に関する方針

(1) 月額報酬

- ・執行役員の報酬（月額）の内、業績連動部分は基準となる指標を単体業績での儲けをあらかず前年事業年度の単体営業利益（2022年3月期 4,258百万円）を使用することが重要だと判断し、採用しております。
- ・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）については基準となる指標を連結業績の財務活動を含めた全体損益を表している連結経常利益（2022年3月期 7,412百万円）を使用することが重要だと判断し、採用しております。
- ・なお、当該基準は3年ごとに見直しされ、取締役会で決定いたします。

(2) 賞与

- ・月額同様に執行役員賞与を基礎とし、取締役賞与を加算します。
- ・基準月数は、直近における標準的な業績を基に、2.5ヶ月/半期としております。
- ・執行役員賞与は単体業績を基準にしたものと、担当職務における役員個々の査定に基づいたもので決定しております。
- ・取締役賞与については連結経常利益を基準とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、代表取締役の別で決定しております。

3. 報酬等の割合に関する方針

- ・執行役員報酬と取締役報酬の割合は、役員賞与を2.5ヶ月/半期とした場合、75:25を基本としております。
- ・基本報酬部分と業績連動報酬部分は同じく役員賞与を2.5ヶ月/半期とした場合、60:40を基本としております。
- ・業績連動報酬部分は過去の業績等に基づいた基準に対して生み出された成果・業績を以て処遇するものであり、その業績の反映度は、高い役位に対して、より高い成果・業績責任を求める設計としております。このことにより、業績連動報酬部分については成果・業績の好不調に大きく左右されますので、その割合は大きく変動することがあります。

4. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

- ・ 当社の取締役の報酬総額は、2022年6月29日開催の第93回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬総額の上限を年額400百万円（うち社外取締役分は40百万円とする）、監査等委員である取締役報酬総額の上限を年額40百万円と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役は3名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
- ・ なお、当事業年度において監査等委員会設置会社へ移行した2022年6月29日以前の報酬等につきましては、取締役の報酬総額は2007年6月28日開催の第78回定時株主総会において年額400百万円以内、監査役の報酬総額は年額40百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。
- ・ 賞与の支給は年2回としております。

5. 報酬等の決定の委任に関する事項

- ・ 当社の役員報酬等の決定過程における取締役会の活動は、2019年8月7日開催の取締役会にて役員報酬の配分基準等について決議しており、その決議に基づき役員の報酬及び賞与の個人配分については代表取締役会長 会長執行役員 渡邊武雄に一任しております。

6. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・ 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、基本報酬のみにしております。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬も、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、基本報酬のみとしております。
- ・ 2006年6月29日開催の第77回定時株主総会において、取締役及び監査役への退職慰労金制度を廃止し、同制度廃止までの在任期間に対応した取締役及び監査役への退職慰労金をそれぞれの退任期に支給することを決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	244	126	117	—	6
（うち社外取締役）	(12)	(12)	(—)	—	(2)
取締役（監査等委員）	21	21	—	—	3
（うち社外取締役）	(11)	(11)	—	—	(2)
監査役	5	5	—	—	3
（うち社外監査役）	(2)	(2)	—	—	(2)

- (注) 1. 当社は、2022年6月29日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上記支給人数には、無報酬の社外取締役2名は含まれておりません。
3. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は6名（うち社外取締役は3名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）であります。
4. 当事業年度において、社外役員が、子会社から役員として受けた報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	関係
取締役	佐藤太泰	三菱電機株式会社 関西支社副支社長兼事業推進部長兼スマートシティ推進室長	製品の仕入及び販売があります。
	辻川正人	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士 宮地エンジニアリンググループ株式会社 社外取締役（監査等委員）	法律顧問契約を締結しております。 特別の関係はありません。
	辻孝夫	フィード・ワン株式会社 社外取締役 株式会社シンニッタン 社外取締役（監査等委員） 富士ソフト株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
取締役 （監査等委員）	大谷康弘	株式会社関西ベンチャーインキュベート 代表取締役 KVI税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
	塩路広海	弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	佐藤 太泰	2022年6月29日就任以降に開催された取締役会8回全て（100％）に出席し、当社と異なる社外の視点から意見を述べることで取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
	辻川 正人	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化に関わる意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
	辻 孝夫	2022年6月29日就任以降に開催された取締役会8回全て（100％）に出席し、上場企業の代表者として培われた会社経営に関する豊富な経験・知識と技術者としての専門的見地から意見を述べることで取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
取締役 (監査等委員)	大谷 康弘	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査役会2回全て（100％）、監査等委員会4回全て（100％）に出席し、公認会計士として培われた専門的見地から発言を行う他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。
	塩路 広海	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査役会2回全て（100％）、監査等委員会4回全て（100％）に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行う他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、社外取締役全員と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の締結について

当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して委縮しないように、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての取締役、監査役、執行役員であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

当該保険契約は、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用等）に対して、保険金が支払われます。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社であるタチバナセールス（シンガポール）社、タチバナセールス（香港）社及び立花機電貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の基本方針は、将来の経営環境の変化に対応できるよう財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を図りながら、株主の皆様に対しましては、安定配当をベースとして業績に裏付けられた適正な利益還元を努めていくことを基本としております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、本年5月11日の発表の通り 1株当たり50円（前年対比で20円の増配）といたしました。これにより、既に実施済みの中間配当金40円と合わせまして、年間配当金は1株当たり90円（前年度対比で30円の増配）となります。

なお、自己株式の取得につきましては、株価や市場へのインパクト等を勘案しつつ、実施時期及び実施規模も含め、1株当たりの価値を高めるべく、積極的に対応してまいります。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	11,596	支払手形及び買掛金	49,833
受取手形、売掛金及び契約資産	74,428	短期借入金	6,792
商品	34,000	未払法人税等	2,288
仕掛品	8	賞与引当金	1,695
原材料	1	その他	5,219
未収入金	4,041	流動負債合計	65,829
その他	512	固定負債	
貸倒引当金	△65	長期借入金	89
流動資産合計	124,523	繰延税金負債	2,161
固定資産		退職給付に係る負債	616
有形固定資産		その他	297
建物及び構築物	2,136	固定負債合計	3,165
機械装置及び運搬具	7	負債合計	68,994
工具、器具及び備品	259		
土地	3,049	(純資産の部)	
リース資産	18	株主資本	
建設仮勘定	3	資本金	5,874
有形固定資産合計	5,474	資本剰余金	6,146
無形固定資産		利益剰余金	65,057
ソフトウェア	414	自己株式	△58
その他	235	株主資本合計	77,020
無形固定資産合計	649	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産		その他有価証券評価差額金	5,716
投資有価証券	20,675	繰延ヘッジ損益	△1
長期貸付金	3	為替換算調整勘定	1,469
退職給付に係る資産	1,205	退職給付に係る調整累計額	435
繰延税金資産	234	その他の包括利益累計額合計	7,620
その他	948	純資産合計	84,641
貸倒引当金	△80	負債純資産合計	153,635
投資その他の資産合計	22,987		
固定資産合計	29,112		
資産合計	153,635		

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		227,266
売上原価		196,365
売上総利益		30,901
販売費及び一般管理費		20,584
営業利益		10,316
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	359	
仕入割引	55	
為替差益	152	
雑収入	118	
営業外収益合計		759
営業外費用		
支払利息	37	
シンジケートローン手数料	14	
雑損失	21	
営業外費用合計		73
経常利益		11,001
特別利益		
投資有価証券売却益	170	
特別利益合計		170
特別損失		
投資有価証券評価損	99	
固定資産売却損	15	
特別損失合計		114
税金等調整前当期純利益		11,058
法人税、住民税及び事業税	3,302	
法人税等調整額	△85	
当期純利益		7,841
親会社株主に帰属する当期純利益		7,841

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	3,461	支払手形	167
受取手形	2,108	電子記録債務	7,195
電子記録債権	13,881	買掛金	32,886
売掛金	41,013	短期借入金	4,380
商品	21,111	未払金	1,644
前渡金	125	未払費用	472
前払費用	129	未払消費税等	64
未収入金	3,450	未払法人税等	1,533
その他	1,183	前受金	1,754
貸倒引当金	△59	預り金	897
流動資産合計	86,406	前受収益	3
固定資産		賞与引当金	1,326
有形固定資産		その他	2
建物	1,880	流動負債合計	52,328
構築物	37	固定負債	
車輛及び運搬具	0	長期借入金	50
工具、器具及び備品	204	繰延税金負債	1,587
土地	1,682	資産除去債務	11
建設仮勘定	3	その他	60
有形固定資産合計	3,809	固定負債合計	1,708
無形固定資産		負債合計	54,037
ソフトウェア	380	(純資産の部)	
その他	204	株主資本	
無形固定資産合計	584	資本金	5,874
投資その他の資産		資本剰余金	
投資有価証券	17,846	資本準備金	5,674
関係会社株式	6,661	その他資本剰余金	0
出資金	30	資本剰余金合計	5,674
長期貸付金	148	利益剰余金	
破産更生債権等	3	利益準備金	349
長期前払費用	59	その他利益剰余金	
差入保証金	118	別途積立金	38,900
前払年金費用	574	繰越利益剰余金	6,224
その他	131	利益剰余金合計	45,473
貸倒引当金	△79	自己株式	△58
投資その他の資産合計	25,493	株主資本合計	56,964
固定資産合計	29,887	評価・換算差額等	
資産合計	116,294	その他有価証券評価差額金	5,294
		繰延ヘッジ損益	△1
		評価・換算差額等合計	5,292
		純資産合計	62,256
		負債純資産合計	116,294

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		150,015
売上原価		130,140
売上総利益		19,875
販売費及び一般管理費		13,410
営業利益		6,464
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	401	
仕入割引	0	
為替差益	348	
雑収入	137	
営業外収益合計		886
営業外費用		
支払利息	30	
シンジケートローン手数料	14	
雑損失	12	
営業外費用合計		57
経常利益		7,294
特別利益		
投資有価証券売却益	170	
特別利益合計		170
税引前当期純利益		7,465
法人税、住民税及び事業税	2,302	
法人税等調整額	△101	2,200
当期純利益		5,264

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 立花エレテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村上 育史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社立花エレテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社 立花エレクトック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上 育史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社立花エレクトックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社 立花エレクトック 監査等委員会

常勤監査等委員 松橋 澄 ㊞

社外監査等委員 大谷 康弘 ㊞

社外監査等委員 塩路 広海 ㊞

(注) 監査等委員大谷康弘及び塩路広海は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市西区西本町1丁目13番25号
当社本社9階ホール
 電話：06 (6539) 8800 (代表)

交通

大阪メトロ 御堂筋線 本町駅 ⑤・⑧ 番出口 徒歩約10分
 大阪メトロ 四つ橋線 本町駅 ②⑥・②⑦ 番出口 徒歩約5分

会場に駐車場のご用意はしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

